

# 施工状況等の報告について（コンクリート工事）

## I. コンクリート工事施工結果報告書

昭和58年に社会問題化した「海砂等の塩化物やアルカリ骨材反応等によるコンクリートの劣化問題」に対処するため、建設省は総合技術開発プロジェクト「コンクリートの耐久性向上技術の開発」によって、建築物の耐久性確保のための総合的な研究を実施した。その成果に基づき「コンクリートの耐久性確保に係る措置について」を全国の特定行政庁に対して通知した（昭61住指発第142号）。

この通達では、コンクリート中の塩化物の総量の規制、アルカリ骨材反応抑制対策等に関する基準を示すとともに、施工計画報告書等の提出を求めることとしている。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災における被害等の調査検討結果に基づき「建築物の構造耐力上の安全確保に係る措置について」を全国の特定行政庁に対して通知した（平7住指発176号）。

この通達の中で、鉄筋コンクリート工事に関する次の留意点について工事関係者への指導を行うこととしている。また、改めて前述の通達（昭61住指発第142号）による施工計画報告書等の提出を求めるよう指示している。

- ① 主筋と帯筋との繋結方法に関する適正な工事の実施
- ② 鉄筋のガス圧接継手工事に関する検査の適正化
- ③ コンクリート工事の適正化

なお、平成9年1月に改正された、「JASS 5 1997」は、鉄筋コンクリート構造の高性能化に対応する一方で、品質管理、品質保証の確立を提起している。

この「コンクリート工事施工結果報告書」では、上記通達に基づく報告書の参考様式をもとに、すでに同様の趣旨で実施している行政庁の報告諸様式と比較検討しながら、全国的統一を図ったものである。

この報告を通じて、設計図書に示された要求性能が実際の建築工事において確実に実現されていることを建築主事又は民間確認検査機関が確認するとともに、建築主をはじめ工事監理者、工事施工者等がこの報告書作成の機会を活用して、各々の役割分担と責任の所在を明確にし、より一層、建築物の品質の適正化に務めることを期待している。

### 1. 報告の対象となる建築物

鉄筋コンクリート造（以下 RC 造と略す。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下 SRC 造と略す。）で3以上の階数を有し、又は延べ面積が 500 m<sup>2</sup>を超える建築物とする。

### 2. 報告書の提出

- ① 報告者  
工事監理者が当該建築工事の工事監理状況を報告するものとする。
- ② 提出時期  
コンクリート工事が完了したとき。
- ③ 提出先  
建築主事又は、民間確認検査機関に提出する。

### 3. 報告書の作成

該当する建築物が複数ある場合及びコンクリートプラントが複数ある場合は、各工場ごとに作成する。